

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 公務に係る有料道路の使用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）役職員の公務に係る有料道路の使用に関して定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規における役職員とは、次の各号に定める者とする。

- (1) 役員（理事・監事）
- (2) 評議員
- (3) 顧問
- (4) 委員（委員会規程に規定される各委員会委員、福祉委員及び第三者委員）
- (5) 職員（臨時雇用職員及び非常勤雇用職員を含む）

(使用の範囲)

第3条 公務に係る有料道路の使用範囲は原則として次のとおりとする。ただし、役職員は出張地での公務に時間的余裕を持ち出発するなど有料道路の使用を極力抑制するよう努めなければならない。

- (1) 出張地が県外である時 往復
- (2) 出張地が県内（関越自動車道東京方面前橋 I.C 以上）である時 片道
- (3) その他やむを得ない事由で事務局長が適当と認める時 事務局長が認める範囲

2 前項の規定に関わらず、各種団体等での公務に係る有料道路の使用は、各種団体でこれを取扱い、経費についても当該団体の予算から支出するものとする。

(届出)

第4条 有料道路を使用する役職員は、別記有料道路使用届出書により主管係長を経由し、事務局長に事前に届出をし承認を得なければならない。

(経費)

第5条 有料道路の使用に係る費用は、本会の会計より支出をする。

(その他)

第6条 この内規に規定されるもののほか、公務に係る有料道路の使用に関する事項は会長が決定をする。

附 則 この内規は、平成22年8月1日から施行する。